

平成26年労第400号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分並びに同年〇月〇日付けで同人に対してした遺族補償年金の変更決定に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A会社を退職後、同社の下請企業に在籍した後、平成〇年〇月〇日、B会社（以下「会社」という。）に入社し、C所在のA会社D工場内にある会社E工場で勤務し、組立等の業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日からF所在のGに派遣され、Hの工場において製作等の作業に従事していた。その際、会社は、同月〇日付けで、被災者に係る労働者災害補償保険の特別加入（海外派遣者）の手続を行い、同月〇日付けで承認された。

被災者は、海外派遣中の平成〇年〇月〇日午前〇時頃、宿泊先であるホテル自室内の浴槽で死亡しているところを発見された。

請求人は、被災者の死亡は、死亡直前の長時間労働が原因であるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであると認め、特別加入をした際に承認された〇円を給付基礎日額として、これらを支給する旨の処分をした。さらに、請求人には、同一の事由により遺族厚生年金が支給されていることから、法定の調整率を乗じて併給調整を行い、遺族補償年金の支給額を変更する旨の処分をした。

請求人は、上記処分の給付基礎日額及び併給調整による年金額の変更処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の給付基礎日額を〇円として遺族補償給付及び葬祭料を支給した監督署長の処分が妥当であると認められるか否か並びに請求人の受給する遺族補償年金について、請求人が支給を受けている遺族厚生年金との間で、併給調整を行った監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の付加的判断

- (1) 特別加入海外派遣者の給付基礎日額については、労災保険法第36条第1項第2号において準用する同法第34条第1項第3号により、厚生労働大臣が定めることとされ、その額は、3,500円から25,000円の範囲において、当該特別加入者の申請に基づき、所轄都道府県労働局長が決定することとされ、年金たる保険給付又は各種一時金の算定に際しては、同額をもって労災保険法第8条が定める給付基礎日額とみなすものとされている（労働者災害補償保険法施行規則第46条の25の3において準用する同則第46条の20第1項、第3項）。
- (2) 被災者は、平成〇年〇月〇日から海外派遣者として特別加入し、給付基礎日額を「〇円」と申請して承認されており、同額が被災者の労災保険における保険給付額算定の際の給付基礎日額となることは明らかである。
- (3) 請求人らは、遺族補償給付と厚生年金保険法の遺族厚生年金との併給調整に

よる年金変更決定についても不服である旨主張するが、同変更決定は、遺族補償年金と同一事由により厚生年金保険法の遺族厚生年金が支給されていることから、法令に定められた調整率を乗じて遺族補償年金を支払う旨の決定をしたものであり、当審査会としては、妥当なものであると判断する。

- 3 以上のとおりであるので、請求人の給付基礎日額を〇円として遺族補償給付及び葬祭料を支給した監督署長の処分並びに請求人の遺族補償年金と遺族厚生年金との間で併給調整を行った監督署長の処分は、いずれも妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。